

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	起業	新規創業者等育成支援事業	<p>★ 一緒に、鹿児島を活気あふれる“+α”なマチにしませんか！ 新規創業者等を育成支援する「ソーホーかごしま」、情報関連企業の育成支援や中小企業の情報化を促進する「ソフトプラザかごしま」。 この2つのビジネス・インキュベート施設は、事業計画立案や経営面でのインキュベーション・マネージャー(IM)によるサポート、各種セミナーの開催などで、鹿児島市に移住し、新たに創業するあなたの「未来」創りをお手伝いします。</p> <p>1 対象者 鹿児島市で新たに創業しようとする方(創業間もない方々)</p> <p>2 支援内容 ・創業予定者等への支援(相談対応・助言等) ・創業やビジネススキル向上に関するセミナー等の開催 ・ビジネスマッチング機会の提供や販路拡大支援 ・創業や事業拡大など資金面での制度の案内 など</p> <p>3 経費 無料</p> <p>4 運営 鹿児島相互信用金庫(地元金融機関) ・運営団体主催の商談会等への出展、若手経営者等との交流会 取引先とのビジネスマッチング あり</p> <p>※本市は、国から産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を受けており、セミナー受講等の要件を満たせば、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」などの支援措置が受けられます。</p>
鹿児島市	起業	クリエイティブ人材誘致事業	<p>★ 鹿児島市は、クリエイティブな個人事業者等の移住を応援しています！</p> <p>1 対象者 首都圏等のクリエイティブ関係の個人事業者や創業を予定している方、本市においてテレワークを検討中の方、市内企業等でクリエイターとして就職を予定している方</p> <p>2 支援内容 (1) イベントの開催 ① UJターンイベントの開催(東京で開催予定) ② お試し移住イベントの開催(鹿児島市) (2) 移住に係る経費助成(①、②の併用不可) ① 移住交通費用 ② 事業所改修費用 or 設備投資費用 (3) 移住パンフレット配布</p>
鹿屋市	起業	インキュベータ室の提供・入居者支援	<p>★ 新たに起業を目指している方や、新事業への進出を目指す方等に対して、その立上げ拠点(オフィス)として鹿屋市産業支援センター内にあるインキュベータ室を提供します。</p> <p>インキュベータ室概要</p> <p>1 室数・面積(2室・約33㎡) ※入居状況要確認</p> <p>2 入居期間(原則2年以内)</p> <p>3 使用料(約22,000円～23,000円/月) ※毎年度見直し有り</p> <p>4 共益費(1,000円/月)</p> <p>5 入居資格等 ①新たに起業を目指している方 ②新たな事業や分野への進出又は研究開発に取り組もうとする事業者等 ※入居申込者の現住所は市内外を問いません。</p> <p>6 入居申請(提出書類) ①インキュベータ室入居申込書 ②企業概要書(個人の場合は、履歴書及び業務履歴書)、事業計画書など</p> <p>7 入居審査 ①一次審査(書類審査) ②二次審査(審査委員会での事業計画等のプレゼンテーション)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
出水市	起業	中小企業振興資金制度	<p>★ 中小企業者の事業に必要な資金を融資し、本市中小企業の振興を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 融資額 小口資金 500万円以内 経営安定特別資金 3,000万円以内 2 据置期間 1年以内 3 融資利率 2.3% 4 利子補給 1.15% 5 信用保証料補給 県信用保証協会の保証料の2分の1以内を補給
指宿市	起業	創業支援センター	<p>★ 指宿市で創業したい方や創業して概ね5年未満の方の相談をワンストップで受け付けています。相談無料。 問合せ先：指宿市産業振興部商工水産課商工運輸係(内線313)</p>
西之表市	起業	西之表市企業等立地推進制度	<p>★ 西之表市内における事業所の新設、増設又は移設を行う皆さんに対して奨励措置を講じます。 【対象事業者】 以下の条件を全て満たすことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されること。(風俗関連産業を除く。) 2 新規雇用者が3人以上。 3 対象施設の設置については、市と立地協定を締結し、協定書に定める義務等が履行されていること。 4 市税及び本市に関する使用料等の完納。 <p>【奨励措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所設置奨励金・・・各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額を、規則で定める期間交付。(最大3年間) ○ 雇用促進奨励金・・・規則の定めにより、新規雇用者1人につき12万円を交付。(1対象事業者につき1回2,000万円を限度) ○ 事業所賃貸奨励金・・・規則の定めにより、事業所の賃借に要した経費の4分の1に相当する額の支給。 <p>その他、上記奨励措置のほかに市長は、あつせん、援助又は便宜の供与を行うことができます。</p>
西之表市	起業	西之表市皆とまち再生支援事業補助金	<p>★ 市内で事業活動を行う事業所、団体、個人等を対象に新商品開発・販路開拓等の事業活動及び起業、新規分野参入などの活動を支援する補助金について、募集を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)【商品開発事業】新商品開発、既存商品の改良に要する経費、商品パッケージの改善に要する経費 1/2以内・30万円以下 (2)【販路開拓事業】商談会、展示会への出展及び開催、新商品紹介のためのホームページ製作(新規開設も含む)、販路開拓にかかるアドバイザーの活用等に要する経費 1/2以内・20万円以下 (3)【ビジネスプラン実現化事業】新たなビジネスプランにより起業する、または新事業分野に参入するための準備にかかる経費 1/2以内・50万円以下 (4)【空き店舗等活用】市内の空き店舗等を活用し、新たに事業を始める際に必要な設備投資等にかかる経費 1/2以内・70万円以下 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は、上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費とする。 ・事業の全部、又は大半を他に委託するものは対象外とする。 ・「空き店舗等」とは、概ね3か月以上継続して使用されていない状態の店舗、事務所又は空き家をいい、専ら事業所の用に供するものを補助対象とする。 ・当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。 ・1年度につき、2事業まで申請を可能とする。 <p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等の滞納がない者 ・西之表市内に主たる事業所(住所)を有する事業所、団体、個人 ・西之表市内で新たに起業しようとする個人または団体 ・西之表市内で新たな事業分野へ参入しようとする事業所、団体、個人

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等										
西之表市	起業	商工業振興資金融資利子補給補助金	<p>★ 西之表市内の市内商工業者経営の安定を図り、もって本振興に寄与するため、商工業振興資金融資の利子を補助します。</p> <p>【対象者の要件】</p> <p>(1) 本市に6か月以上居住していること。</p> <p>(2) 商工業者又は創予定であること。</p> <p>(3) 商工会及び市内金融機関等から経営支援を受けていること。</p> <p>(4) 市税等の滞納がないこと（法人及び代表者）。</p> <p>【対象となる資金】</p> <p>(1) 鹿児島県中小企業融資制度</p> <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫制度 （教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。） （教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。）</p> <p>(3) 商工貯蓄共済融資制度金（積立の範囲内は除く。） 商工貯蓄共済融資制度金（積立の範囲内は除く。）</p> <p>※ 借入期間が1年未満の資金は対象としません。 ※ 借換えに当たる資金は対象としません。</p> <p>【補助金の期間及び補助率】</p> <p>融資を受けた総額の1パーセント以内（利率が1%未満時は 融資を受けた総額の1パーセント以内（利率が1%未満時は 融資利率が 上限）</p> <p>1事業者への補助額は、20万円を限度とします。</p>										
西之表市	起業	中小企業振興資金融資	<p>★ 【融資対象者】</p> <p>市内に6か月以上住所、事業所を有し引き続き6か月以上経営している中小企業者。</p> <p>【融資あっせん申込】</p> <p>商工会に融資あっせん申込みをする。</p> <p>【融資金額・期間】</p> <p>融資金額 500万円</p> <p>融資期間 5年以内（1年以内の据置期間含む）</p>										
垂水市	起業	企業等立地促進補助金	<p>★ ① 事業所の新設若しくは増設に要した土地、建物、機械等の取得額に1/10を乗じて得た額、ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>5人以上10人未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上20人未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>20人以上30人未満</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>30人以上40人未満</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>40人以上</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table> <p>② 増加する新規地元雇用者1人につき20万円交付します。</p> <p>ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額 1,000万円（最大500人分）</p> <p>※ただし、事業所設置に対する補助金と雇用に対する補助金の合計額が800万円以下の場合は一括交付します。</p> <p>① 事業所を新增設し、新規地元雇用者増が5人以上</p> <p>② 新規地元雇用者増が5人以上</p>	5人以上10人未満	1,000万円	10人以上20人未満	2,000万円	20人以上30人未満	3,000万円	30人以上40人未満	4,000万円	40人以上	5,000万円
5人以上10人未満	1,000万円												
10人以上20人未満	2,000万円												
20人以上30人未満	3,000万円												
30人以上40人未満	4,000万円												
40人以上	5,000万円												
日置市	起業	新規創業者スタートアップ支援事業費補助金	<p>★ 本市にて、新規創業する以下の要件に該当する者を対象に、店舗等の改装に係る工事費及び付帯設備等に係る工事費、宣伝広告費、設立登記に係る経費に対し1/3補助する。ただし、認定連携創業支援事業者は50万円を上限とし、その他は30万円を上限とする。</p> <p>① 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。</p> <p>② 創業後において本市商工会に加入すること。</p> <p>③ 創業後2年以上事業の継続ができること。</p> <p>④ 市税その他市の徴収金に滞納がないこと。</p>										

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	起業	空き店舗等活用促進事業補助	<p>★ ○市内商工業の育成及び振興に寄与するため、市内空き店舗等を活用し、新規開業を行う事業者に対し補助します。</p> <p>【店舗改装経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限300千円(対象経費の1/2) ※令和元年10月以降は上限が200千円となります。 <p>【空き店舗等の家賃補助(駐車場代含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の6ヶ月間:上限30千円 ※令和元年10月以降は上限が20千円となります。 ・7～24ヶ月間 :上限15千円(対象経費の1/2) ※令和元年10月以降は上限が10千円となります。
奄美市	起業	ふるさと創生人材育成奨学生(起業奨学生)	<p>★ 生活の本拠を本市に有する者で、農林、水産、商工、観光又は情報通信に関する分野において、本市での起業を目的として専門技術の習得又は研修を受ける方で、研修期間終了後1年以内に本市に居住し、引き続き3年以上居住する方を対象に、奨学金制度を設置しております。</p> <p>対象者: 18歳以上で学生でない者</p> <p>募集人員: 若干名</p> <p>貸付月額(貸付上限額120万円)</p> <p>郡内奨学生…50,000円以内</p> <p>郡外奨学生…100,000円以内</p> <p>貸付の利率:貸付の利息は課さない</p> <p>申請受付期間:3月、9月に募集</p> <p>返還方法</p> <p>技術の習得や研修等が終了した日の属する月の翌月から1年を経過した翌月から最長10年以内</p>
さつま町	起業	商工業新規参入者支援補助金制度	<p>★ さつま町で新たに商工業を開業される方に対し、月額5万円を1年間支給します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)就業計画書に基づき就業する新規参入者であること。 (2)認定申請時までに年齢が55歳未満であること。 (3)商工会員で町内に住所及び事業所(町外資本企業及びフランチャイズチェーン店(共同仕入等は除く。)は除く。)を有する者であること。 (4)税務署に開業届を提出した者であること。 (5)就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 両親 イ 町内在住者 ウ 町長が認める町外在住者 (6)他の優遇措置を受けていないこと。 (7)町商工会の経営指導及び意見書の交付をうけたもの。 (8)町内において商工業を主な職業とし、かつ、生計の中心として位置付けること。 <p>※対象条件や加算については、担当窓口へお尋ねください。</p> <p>問合せ先 さつま町役場 商工観光PR課 商工振興係 (電話)0996-53-1111</p>
さつま町	起業	空き店舗等活用促進事業補助	<p>さつま町の空き家情報バンクに登録されている空き店舗を活用し事業を始められる方に対し、貸店舗の月額家賃の2分の1以内を助成します。(上限3万円)</p> <p>補助対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)さつま町の空き店舗に入居し、1年以上の賃貸借契約を締結すること。 (2)利用内容は、さつま町が認めた事業であること。(チェーン展開は不可) (3)さつま町商工会に入会していること。 (4)さつま町の税金等に未納がないこと。 (5)空き店舗の所有者ではないこと (6)本制度に基づいた補助金の交付を受けたことがないこと。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	起業	新規創業・起業支援補助金	<p>★ 町内において起業する新規創業者に対し、必要な助成措置を行う。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 町内に事業所を設置し、又は設置しようとする者</p> <p>(2) 町内に住所を有する者、補助金の実績報告を提出する前日までに町内に住所を有する者</p> <p>(3) 起業に当たって、鹿児島県商工会連合会等が開催する専門的な研修を受講した者</p> <p>(4) 実績報告時において、事業所に勤めていない者及び事業所の役員でない者</p> <p>(5) 町税等の滞納がない者</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1) 新設又は改修に要する経費で、工事請負費の総額が1件20万円以上のもの ※工事請負費(用地取得費、造成費及び建築手続き費を除く)</p> <p>(2) 起業に必要となる設備の購入に係る経費</p> <p>3 補助金額 【補助率】【補助限度額】</p> <p>補助対象経費(1) 2分の1 50万円</p> <p>補助対象経費(2) 2分の1 20万円</p>
錦江町	起業	錦江町がんばるビジネス応援補助金	<p>★ 錦江町内において新たに「新分野への進出」「新たな起業」「事業継承」「IT活用ビジネス」をお考えの方へ、地域活性化を目的として4つの分野において新たに取り組む方を補助金で応援します。</p> <p>1. 新分野進出事業</p> <p>① 創意工夫のある企画に基づく新たな取り組みや付加価値の創出、経営の多角化、異業種参入等の支援。 ……………施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円)</p> <p>② 中小企業が行う新技術・新製品の研究開発費を支援。 ……………研究開発に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円)</p> <p>③ 要人など特別待遇を要する方々の宿泊にも対応できる高級宿泊施設を整備 ……………施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額200万円)</p> <p>2. 起業化促進事業</p> <p>① 町内において新しく事業を起し、有益な事業計画として町長が認定した中小企業等への支援。 ……………施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円)</p> <p>② 新規出店、開業時(出店から3か月以内)に行う広告宣伝を支援。 ……………宣伝広告(ホームページ開設、チラシ印刷、新聞折込広告掲載等)に要する経費の1/2以内(補助限度額20万円)</p> <p>③ 新たな店舗購入費用の一部を支援。町内にある空き家等への賃貸による新たな出店を支援。 ……………店舗購入費の1/2以内(補助限度額100万円)。家賃の月額1/2以内(補助額は月5万円まで年間60万円まで)の1年間のみ。</p> <p>3. 事業継承事業</p> <p>① 経営者自らの技術継承または住民の利便性に寄与する事業の継承を受けようとするものを行う施設整備・改修・機械修繕・購入等または技術取得、研修、販路拡大を支援。 ……………施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ……………技術の取得・研修・販路開拓等に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)</p> <p>4. IT活用ビジネス支援事業</p> <p>① 町内において、ITを活用したビジネス展開を支援(WEB活用、ポータルサイト開設) ……………技術の取得、研修に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円) ……………IT環境整備に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)</p> <p>5. 複合する事業</p> <p>上記1～4に該当する事業を複合的に実施する場合の支援。 ……………個別事業における限度額を適用したうえで、補助金の合計額は300万円以内とする。</p> <p>※注1) 各種事業の申請は必ず事前に行うことが必要です。 ※注2) 審査は書類審査と事業者ヒアリングで行います。 ※注3) 予算の範囲内で実施するため、年度の途中で補助を終了する場合があります。</p>